

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止基準について

新型コロナウイルス感染症に対応した出席停止は以下の通りです（2021年2月現在）。

原則として体調不良者は、受診の如何にかかわらず、症状消失後一定期間を経て登校許可としています。ただし、偏頭痛や月経痛など生徒本人の体質によるもの、アレルギー性鼻炎のように短期間での症状消失が難しいものなどで感染性のものではないと医師の診断があるものについては下記期間を満たさなくても登校を許可する場合があります。

出席停止解除のためには、学校HPからダウンロードできる所定の書類のご提出をお願いいたします。判断に迷われる場合は、学校までご相談ください。

出席停止期間（学校HP掲載内容）

	出席停止の基準	出席停止の解除
①	医療機関等において新型コロナウイルスに感染していると判断された場合	医師が治癒したと認め、登校許可を出すまで
②	感染者の濃厚接触者と特定された場合	保健所の指示に従う
③	風邪様症状等体調不良の場合（1） 37.5℃以上の発熱や息苦しさ、倦怠感等がある	発症日を0日として10日を経た後 （4日以上続く場合は必ず受診してください） または医師が登校許可を出すまで
④	風邪様症状等体調不良の場合（2） 37.5℃未満の発熱、軽度の体調不良	症状消失日を0日として3日を経た後 または医師が登校許可を出すまで
⑤	同居家族が濃厚接触者と特定された場合	保健所の指示に従う
⑥	同居家族に発熱等風邪様症状がある場合	学校と相談する
⑦	感染予防を目的として保護者判断で欠席させる場合	学校医、SCと管理職で協議する

* 上記は感染拡大状況に応じて、随時学校医と相談の上、見直します。

* 家族が感染もしくは濃厚接触者となった場合は、学校ホームページの専用フォームでお知らせください。

* 腹痛や下痢なども体調不良に含みます。軽微なものであっても登校は控えてください。

--